

掲示用

長野広域連合養護老人ホーム運営規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年2月28日

長野広域連合長 荻原健司

長野広域連合規則第1号

長野広域連合養護老人ホーム運営規則の一部を改正する規則

長野広域連合養護老人ホーム運営規則（平成12年4月1日規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例（平成12年長野広域連合条例第26号）の後に「。以下「条例」という。」を、「運営」の後に「（条例第4条第1項第2号に規定する事業に係る運営を除く。）」を加える。

第5条第1項第1号中「おそれ」を「恐れ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。